



資料 1

# 大規模氾濫減災協議会の趣旨について

北海道 胆振総合振興局（室蘭建設管理部）

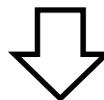
## 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

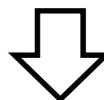


⇒ 「逃げ遅れゼロ」、**「社会経済被害の最小化」**を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務**。

※国土交通省HP 水防法改正の概要（平成29年法律第31号）



地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、**あらかじめ密接な連携体制を構築**しておくことが必要



多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するため、**ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進**する必要

**「大規模氾濫減災協議会」制度を創設**

## 大規模氾濫減災協議会の取組内容

- 協議会においては、当該地域の水害リスク情報、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況、減災の取組を進めるうえで前提となる河川整備等の状況等について十分に共有を図ったうえで、以下の取組等を参考に地域の実情等に応じて必要な取組を実施。

### (1)円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
- ・避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認
- ・水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知
- ・ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実
- ・隣接市町村等への広域避難体制の構築
- ・要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

#### ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有
- ・洪水ハザードマップの作成・改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの促進
- ・住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実
- ・防災教育の促進

#### ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
- ・危機管理型ハード対策の実施
- ・河川防災ステーション等の整備
- ・避難場所、避難経路の整備

## 大規模氾濫減災協議会の取組内容

### (2) 的確な水防活動のための取組

#### ① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・ 重要水防箇所の確認
- ・ 水防資機材の整備等
- ・ 水防訓練の充実
- ・ 水防に関する広報の充実
- ・ 水防団体間の連携、協力に関する検討

#### ② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・ 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
- ・ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実
- ・ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

### (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・ 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
- ・ 浸水被害軽減地区の指定

### (4) その他

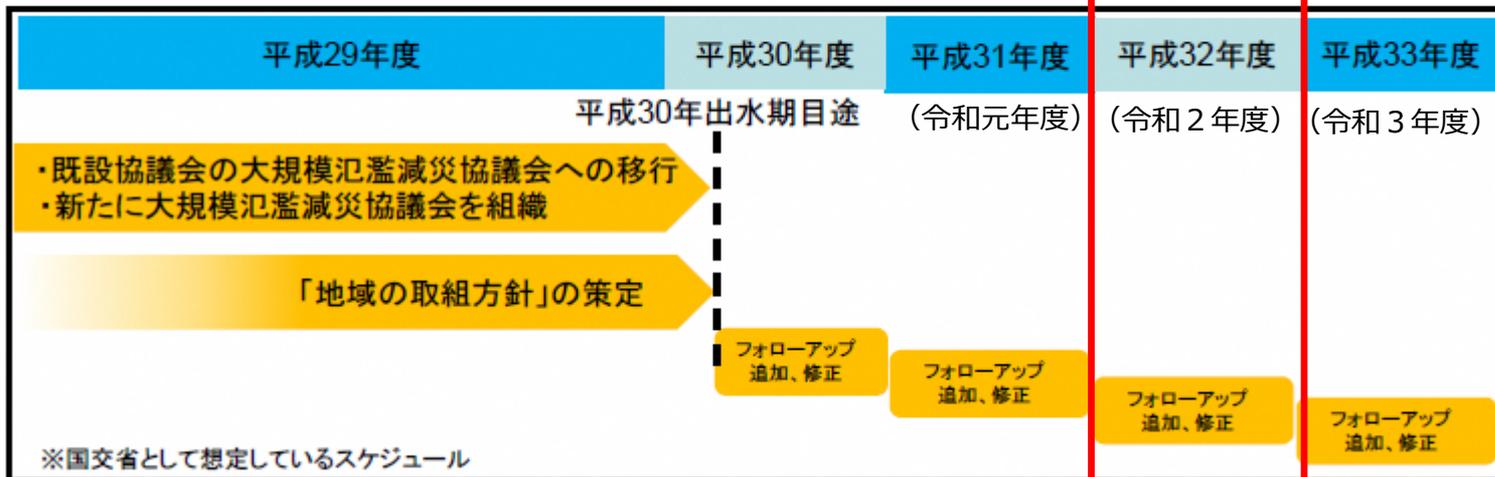
- ・ 災害時及び災害復旧に対する支援強化
- ・ 災害情報の共有体制の強化

# 大規模氾濫減災協議会のスケジュール



## 当面のスケジュール

- ▶ 平成30年出水期までを目途に、国管理河川、都道府県管理河川の全ての対象河川において、大規模氾濫減災協議会を組織し、「地域の取組方針」を取りまとめることを目標に取組を実施。 今回



※国土交通省HP 大規模氾濫減災協議会制度について

### ① 協議会を組織

胆振総合振興局減災対策協議会：平成29年6月に組織（第1回協議会）

### ② 概ね5年以内で実施する取組内容「地域の取組方針」の策定

「地域の取組方針」：平成30年7月策定・公表（第2回協議会）

### ③ 取組内容のフォローアップ

令和2年8月7日（書面会議）

「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進